別表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康情報等の種類 | | 取り扱う者及びその権限 | | | | |
| 役員、総務企画部長、人事・労務課長 | 産業医、看護師 | 衛生管理者（担当部局のものに限る。） | 教職員本人の所属部局長・部長・事務部長・課長・事務長 | 事務担当者 |
| ① | 作業環境測定の結果の評価に基づいて、教職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ①－１ | ①の健康診断の受診・未受診の情報 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ② | 定期健康診断及び特殊健康診断の結果並びに健康診断結果に代わる人間ドック等の受診結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ②－１ | ②の健康診断を実施する際、本学が追加して行う健康診断による健康診断の結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ②－２ | ②の健康診断の受診・未受診の情報 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ③ | 健康診断の結果に基づき医師又は歯科医師から聴取した意見及び講じた健康診断実施後の措置の内容 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ④ | 健康診断の結果に基づき実施した保健指導の内容 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ④－１ | ④の保健指導の実施の有無 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑤ | 長時間労働者に対して実施した面接指導の結果 | △ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑤－１ | ⑤の教職員からの面接指導の申出の有無 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑥ | 長時間労働者に対する面接指導に関し医師から聴取した意見及び面接指導後の措置の内容 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑦ | 長時間労働者以外の健康への配慮が必要な職員に実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑧ | ストレスチェックの結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑨ | ストレスチェックの結果に基づき実施した面接指導の結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑨－１ | ⑨の教職員からの面接指導の申出の有無 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑩ | ストレスチェックの結果に基づき実施した面接指導に関し医師から聴取した意見及び面接指導後の措置の内容 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑪ | 教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を通じて本学が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等 | △ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑫ | 労働者災害補償保険法第２７条の規定に基づき提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑬ | 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書 | △ | ○ | ○ | △ | △ |
| ⑭ | 通院状況等疾病管理のための情報 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑮ | 健康相談の実施の有無 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑯ | 健康相談の結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑰ | 職場復帰のための面談の結果 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑱ | 産業保健業務従事者が教職員の健康管理等を通じて得た情報 | △ | ○ | △ | △ | △ |
| ⑲ | 任意に教職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報 | △ | ○ | △ | △ | △ |

※ ◎：人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が直接取り扱う。

※ 〇：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

※ △：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、教職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職（産業医及び看護師）が集約、整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

※看護師は、産業保健に携わる者に限る。